様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

保育施設等利用解除届

（宛先）小金井市長

申請者氏名：

電話番号：

保育施設（事業者）の利用を解除し退所するので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">フリガナ
児童名</td><td colspan="2">生年月日</td><td>利用施設（事業者）名</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">退所年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">退所理由</td><td rowspan="4">１　転出</td><td>転出（予定）年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>転出（予定）先住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>転出後も継続して</td><td colspan="2">□　利用する　　□　利用しない</td></tr>
<tr><td>転出先への入所申請</td><td colspan="2">□　申請する　　□　申請しない</td></tr>
<tr><td>２　その他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

□　提出された利用解除届の取消しはできません。届出は退所することが確定してから行ってください。

□　必ず保護者全員の同意の上で提出してください。

□　延長保育料などの費用の支払については、施設に御確認ください。なお、公立保育園の延長保育料は月額払です。

□　転出後も継続して利用する場合は、転出先自治体にて手続が必要です。転出日の属する月中に転出先自治体で転入手続と、保育園担当部署での手続を必ず行ってください。
手続が遅れると継続して利用できない場合があります。
継続して利用できる期間は、施設によって異なるため、詳細は入所案内を御確認ください。